

第十條 (海外直接投資の事業に要する資金)
 法第三条の七第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇い入れの改善の促進に関する法律第十條第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六條第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九條第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三條第一項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八條第一項に規定する流通業務総合化及び効率化の促進に関する法律第十八條第一項に規定する流通業務総合化効率化関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継準備関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八條第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八條第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七條第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする。

第十條 (海外直接投資の事業に要する資金)
 法第三条の七第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二條第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇い入れの改善の促進に関する法律第十條第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六條第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九條第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三條第一項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第六十五条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八條第一項に規定する流通業務総合化効率化関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継準備関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八條第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八條第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七條第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする。

一〇五 [略]

一〇五 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

第三條 (中小企業等経営強化法施行規則の一部改正)
 中小企業等経営強化法施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(経済産業大臣への通知)</p> <p>第二十八條 法第六十六条第二項の規定により都道府県知事が法第十四條第一項又は法第十五條第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。</p>	<p>(経済産業大臣への通知)</p> <p>第二十八條 法第七十二条第二項の規定により都道府県知事が法第十四條第一項又は法第十五條第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。</p>

附則
 この省令は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。